

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和5年8月1日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和5年8月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※<sup>1</sup> 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※<sup>2</sup> 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,670	13,890	6,835	6,945(+110)
30～44歳	15,190	15,430	7,595	7,715(+120)
45～59歳	16,710	16,980	8,355	8,490(+135)
60～64歳	15,950	16,210	7,177	7,294(+117)

#### 【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(13,890円)が適用されますので、令和5年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,945円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,657	2,746	2,125	2,196(+71)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,196円になります。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 13,890 円以下	50%	6,290 円～6,945 円
<b>13,890 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,945 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 15,430 円以下	50%	6,290 円～7,715 円
<b>15,430 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,715 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 16,980 円以下	50%	6,290 円～8,490 円
<b>16,980 円(上限額) 超</b>	—	<b>8,490 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 11,300 円以下	80%～45%	4,088 円～5,085 円 (※3)
11,300 円超 16,210 円以下	45%	5,085 円～7,294 円
<b>16,210 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,294 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y=0.8w-0.3\{(w-5,110)/7,470\}w$

※3  $y=0.8w-0.35\{(w-5,110)/6,190\}w$ ,  $y=0.05w+4,520$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

#### ◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	1,857	1,887 (+30)
60～64歳	1,501	1,525 (+24)

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	6,190	6,290 (+100)
60～64歳	5,004	5,085 (+81)